

特別養護老人ホームにおける「看取り介護」とソーシャルワーカーの役割

- 「共有」に焦点を当てて -

明治学院大学社会学研究科社会福祉学専攻 高橋明美 (07962)

キーワード：特別養護老人ホーム・看取り介護・ソーシャルワーカー

1. 研究目的

本研究は、特別養護老人ホーム（以下特養ホーム）での、看取り介護におけるソーシャルワーカーの役割を考察することを目的とする。

特養ホームでは、「看取り介護」が介護保険制度に規定される前から「看取り」に取り組んできた実態がある。それを踏まえ、2006年度の介護報酬改定において特養ホームでの看取り介護加算が創設され、2009年度の介護報酬改定では老人保健施設やグループホームでも看取り介護が算定できることとなった。これは、特養ホームなど住み慣れた場所で最期を迎えることへの期待が強まったことを示している。だがその期待とは裏腹に、現状ではすべての特養ホームが看取り介護に取り組んでいるわけではない。「看取りの質について」（杉本・近藤 2006）を問う議論もあるが、何をもって看取りの質とするのかも明らかではない。また、ソーシャルワーカーについても、佐藤（2010）は「医師や看護師と比較して、ソーシャルワーカーが当事者の死を支えるということについて意識化されているとは言い難い状況」にあると指摘するが、実践現場からは「相談員が鍵を握る」（石飛：133）という声もある。よって、本研究では特養ホームにおける看取り介護の特徴を示したうえで、そこにおけるソーシャルワーカーの役割を考察することとする。

なお、本研究においては看取り介護は終末期ケアと同義であり、ソーシャルワーカーとは特養ホームに配置されている生活相談員を指すものとする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、特養ホームでの看取り介護を対象とする。まず特養ホームでの看取り介護を日常生活の延長として位置づけ、その特徴を「共有」という視点でとらえる。そして、そこにおけるソーシャルワーカーの役割について考察を行っていく。

具体的には、文献研究及び2008年度に特別養護老人ホームAが自らの看取り介護をまとめた「看取り介護研究報告書」、そして報告者自らの実践をもとに本研究を行う。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針に準じて行う。特養ホームAの「看取り介護研究報告書」は既に公表されているものであり、掲載事例については報告書作成段階で同ホームが掲載の了承を得ているが、引用時には個人が特定されないように配慮している。

なお本研究における報告書の利用については、同ホームの了承を口頭で得ている。

4. 研究結果

特養ホームにおける看取り介護は、日常生活支援の延長として本人および家族により選択される。特養ホームAの報告書では看取り介護で満足した点を家族に聞いているが、その回答には多種多様な事柄が述べられており、家族は本人らしい最期を大切にしていることがわかる。特養ホームにおける看取り介護では、利用者本人が最期の瞬間まで「その人らしく生き続ける」ように支援することが求められているのである。また、多くの特養ホームでは医療の提供は行えない。特養ホームAでは酸素吸入や点滴なども行わないため、本人や家族が看取り介護を希望しない場合もある。従って、本人や家族の希望は何か、どのような死を望むか、本人の意志が明確でない場合はそれをどのように推測するかということについて、本人、家族、職員、意思決定機関である組織、そしてそれぞれの間で十分に話し合い、共通の認識を持つ必要がある。さらに、看取り介護は他の多くの利用者の生活の場で行われることから、他の利用者およびその家族についても配慮しなければならない。これらから特養ホームにおける看取り介護の特徴は、死へのプロセスと時間、そして死を、本人、家族、職員、他の利用者および家族、そして組織で「共有」することにあるといえる。ここでいう「共有」は単なる情報の共有だけではない。特養ホーム全員で看取り介護と死を分かちあうことである。そしてこの「共有」という視点から見ると、ソーシャルワーカーには、調整者としての役割が期待されている。この「共有」とは、本人と家族、家族間、ホームと家族、そして特養ホームの多職種、他の利用者および家族、病院や他機関などあらゆる関係に対して調整を行い、全体の理解を得て方向を定めることである。

特養ホームには介護支援専門員も配置されているが、その役割は本人の介護計画の作成と実施状況の把握であり、本人の介護内容が中心となる。よって、介護支援専門員には他の利用者およびその家族を含めたホーム全体を調整する機能は期待されていない。

一方ソーシャルワーカーの業務は、利用者本人やその家族という個別の支援はもちろん、利用者全体、家族全体、組織全体、そして地域社会と、その支援対象と内容が幅広い。本人や家族の希望および状況も刻々と変わる看取り介護においては、どのような状況にも対応しなければならない柔軟性と、施設の内外を含めた多様なネットワークの構築と利用が必要である。つまりソーシャルワーカーには、その柔軟性とネットワークを使い、利用者の看取り介護を特養ホーム全体が「共有」できる形にしていくことが求められているのである。

石飛幸三(2010)『平穏死のすすめ』講談社, 2010

佐藤蘭美(2010)「緩和ケアにおけるソーシャルワーカーの役割の検討」『現代福祉研究第10号』法政大学, 89-99

杉本浩章・近藤克則(2006)「特別養護老人ホームにおける終末期ケアの現状と課題」『社会福祉学第46巻3号』、

日本社会福祉学会, 63-74